## 平成22年度

# 地域商業活性化事業費補助金(買物弱者対策支援事業)

## (平成22年度補正予算事業)

## 募集要領

○募集期間

平成22年11月24日 (水) ~12月15日 (水) [経済産業局に17時必着]

○お問い合わせ先経済産業省商務流通G流通政策課各経済産業局担当課(詳細は担当課一覧をご参照下さい)

平成22年11月

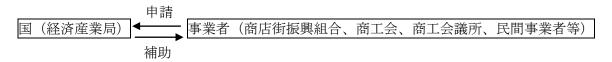
経済産業省

### 1. 事業目的

高齢化や人口の減少が進展するなかで地域経済は衰退しており、小売店の閉店が目立ってきています。このため、日常生活において身近な買物に不便を感じている高齢者等が増加してきています。

本制度は、こうした買物に困る高齢者等の購買意欲を高め、消費を誘引するために取り組まれる新たな買物機能を提供する事業に対してその費用の一部を支援することにより、地域商業の活性化を図ることを目的としております。

#### 2. 補助スキーム



[補 助 率] 国2/3

〔補 助 額〕上限:1億円

下限:100万円(補助対象事業費で150万円以上)

※予算枠としては3億円程度を上限として想定しています。

#### [補助対象事業者]

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、漁業協働組合、民間事業者(法人格を有しているものに限る)

※ただし、連携事業者は法人格を有していることを要しません。

### 3. 補助対象事業

今回の事業では、買物弱者の生活利便性を向上させる事業を幅広く事業対象として募集いたしま す。一例といたしましては、以下のようなものを想定しています(以下の事業に補助対象を限定す るものではございません)。

事業例1:商店の無くなった周辺集落で行うミニスーパー事業

事業例2:スーパーと商店街が共同で取り組む共同宅配事業

事業例3:NPO等が御用聞きを行い、スーパーの商品を配達する事業

事業例4:農業者等が小売事業者と協力して取り組む移動販売車事業

事業例5:スーパーが自治体と協力して運行する買い物支援バス事業

※本事業においては、基本的に高齢者等が徒歩で外出し、買物行為を行うことに困難を感じる人が 多い地域(以下、「買物困難地域」という。)で主に行われる事業を想定しています。

- ※いずれも2以上の事業主体等の連携事業であることが必要です。ただし、事業主体が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の場合は、単独法人による事業であっても連携事業であるとみなします。
- ※「連携」か否かは、共同で事業を行う主体間に「単なる代行か否か」を判断材料とします。
- ※補助事業を実施した結果、支援対象の買物困難地域・買い物弱者の販売売上額の増加又は来客数の増加など定量的な効果が認められることが必要です。
- ※連携事業の連携候補として、地方自治体を含むことも可能です。
- ※民間事業者が実施しようとする事業にあっては、地方自治体、商工会、商工会議所、商店街振興 組合等からの推薦書を添付することが望ましい。

## 4. 補助事業実施場所

補助事業の実施場所としては、高齢者等が徒歩で外出し、買物行為を行うことに困難を感じる、 いわゆる「買物困難地域」と思われる地域を主な対象と想定しています。

地域の設定に当たっては、高齢化率や食品スーパーの数・距離、アンケート結果等を踏まえて、 「買物困難地域」を含む事業であることを御説明いただくことになります。

※補助対象事業は、本年度内に完了するものに限ります。ただし、計画又は設計に関する諸条件、 気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内 に支出を完了することができない場合には繰越しが認められることがあります。

#### 5. 補助対象経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、施設 や設備等の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する 経費は除く)、店舗等賃借料、車両購入費・改造費、電子機器等購入費(パーソナル・コンピュー ターや持ち運び可能な汎用品を除く。)、電子システム開発費、内装・設備・施工工事費、無体財産 購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消 耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費

#### 6. 応募方法

(1) 募集期間

平成22年11月24日(水)~12月15日(水)(経済産業局に17時必着)

(2) 提出書類

①平成22年度地域商業活性化事業要望書(買物弱者対策支援事業)

- ②別紙 地域商業活性化事業経費等明細 (買物弱者対策支援事業)
- ③その他、様式任意で提出が必要となる資料
- ・事業実施地域を図示し、実施地域の中に高齢化が進展していたり小売店数が過小であったりなど の買物困難地域が含まれていることを説明するもの
- 事業者及び連携事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類)
- ・事業実施の必要性の根拠となる各種調査結果(平成15年度以降に行われたものに限る。)、買い物弱者を支援する事業を求める要望書等。
- ・その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料
- ※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。
- ※全ての申請者は、市区町村等からの推薦書を添付することができます。添付は必須ではありませんが、採否の決定にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。なお、推薦書は要望書の様式中にあります。

#### (3) 要望書提出について

申請を要望する事業者は、市区町村の商業振興担当課経由で担当の地方経済産業局へ要望書等の 関係書類を提出していただくことになります。要望書等の提出を受けた市区町村は、とりまとめの 上、各経済産業局へ提出してください。

※要望書を提出する市町村は、事業実施地域を含む市町村といたします。事業実施地域が複数の市町村に及ぶ場合もしくは複数の地域で同時に実施する場合は、主な事業実施地域を含む市町村に提出して下さい。

### 7. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。

- (1) 実施主体及び経理内容について
  - ・資金の調達方法
  - 補助事業者の経理内容
  - ・補助事業の各費目に対する金額の妥当性
  - ・補助事業者の事業遂行能力(実施体制・人員等)
- (2) 事業内容について
  - ・事業効果 (「買物困難地域」への効果)
  - ・数値目標の設定及びその根拠
  - 事業の評価体制、方法等の妥当性
  - 事業の新規性、革新性、継続可能性、他地域への波及可能性。
- (3) 連携について

- 市区町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性
- ・補助事業に対する市区町村による支援
- 市区町村が実施する事業との連携
- ・共同で事業を行う主体間に単なる委託・代行を超えた相乗効果があるか

## 8. 審査後の手続きについて

- (1)募集締切後、経済産業局にて審査を行い、1ヶ月程度で採否の結果を通知します。
- (2) その後、採択された補助事業者は交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定、事業開始となります。
- (3) 原則として、事業終了後、補助金の交付が行われます。

### 9. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご留 意ください。

- (1)補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、 若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2)補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3)補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4)補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければ なりません。
- (5)補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終 了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなけれ ばなりません。なお、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、目的外使 用は原則として認められません。
- (6)補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前 にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場 合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7)補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、 交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(8)補助事業の実施又は取得財産の運営、貸与により相当の収益が生じたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただかなければならないことがあります。		

## 10. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び経済産業省流通政策課までお問い合わせください。

担当課室	所在地及び連絡先	管轄区域
経済産業省流通政策課	〒100-8912	
	東京都千代田区霞が関 1-3-1	_
	TEL:03-3501-1708	
北海道経済産業局	〒060-0808	北海道
流通産業課商業振興室	札幌市北区北8条西2	
	札幌第1合同庁舎	
	TEL:011-738-3236	
東北経済産業局	〒980-8403	青森県、岩手県、宮城県、
商業・流通サービス産業課	仙台市青葉区本町 3-3-1	秋田県、山形県、福島県
	仙台第1合同庁舎	
	TEL:022-221-4914	
関東経済産業局	〒330-9715	茨城県、栃木県、群馬県、
流通・サービス産業課	さいたま市中央区新都心 1-1	埼玉県、千葉県、東京都、
	合同庁舎1号館	神奈川県、新潟県、山梨県、
	TEL:048-600-0341	長野県、静岡県
中部経済産業局	〒460-8510	富山県、石川県、岐阜県、
流通・サービス産業課	名古屋市中区三の丸 2-5-2	愛知県、三重県
商業振興室	TEL:052-951-0597	
近畿経済産業局	〒540-8535	福井県、滋賀県、京都府、
流通・サービス産業課	大阪市中央区大手前 1-5-44	大阪府、兵庫県、奈良県、
	大阪合同庁舎1号館	和歌山県
	TEL:06-6966-6025	
中国経済産業局	〒730-8531	鳥取県、島根県、岡山県、
流通・サービス産業課	広島市中区上八丁堀 6-30	広島県、山口県
	広島合同庁舎2号館	
	TEL:082-224-5653	
四国経済産業局	〒760-8512	徳島県、香川県、愛媛県、
商業・流通・サービス産業課	高松市サンポート 3-33	高知県
	高松サンポート合同庁舎	
	TEL:087-811-8524	
九州経済産業局	〒812-8546	福岡県、佐賀県、長崎県、
流通・サービス産業課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	熊本県、大分県、宮崎県、
商業振興室	福岡合同庁舎	鹿児島県
	TEL:092-482-5456	
内閣府沖縄総合事務局	〒900-0006	沖縄県
商務通商課	那覇市おもろまち 2-1-1	
	那覇第2地方合同庁舎2号館	
	TEL:098-866-1731	